

子供の誤飲に対する関係者への啓発

1. 誤飲に対する母子健康手帳による保護者への啓発

母子健康手帳

母子保健法（昭和四十年法律第141号）により、市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないこととされており、同法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）及び通知により様式が定められている。

(通知様式抜粋)

事故の予防

現在わが国では、幼児から小学生にかけて、子どもの死亡原因の第1位は不慮の事故になっています。事故の内容は年齢によって特徴がありますが、親の注意や子どもに対する安全のしつけによって防げるものが大部分です。発育過程の中で、いつ頃、どんな事故が起こりやすいか知っておくことは、事故の予防の上で大切です。

月齢・年齢別で見る起こりやすい事故

月・年齢	起きやすい事故	事故の主な原因
新生児	周囲の不注意によるもの	☆誤って上から物を落とす ☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせる
1～6月	転落 やけど 誤飲・中毒 窒息	☆ベットなどから落ちる ☆ストーブにさわる ☆誤飲で多いもの、たばこ、医薬品、化粧品、洗剤等 ☆コイン、豆などの誤飲
7～12月	転落・転倒 やけど 溺水 誤飲・中毒 車中のけが	☆扉、階段、ベット ☆アイロン、魔法瓶やポットのお湯 ☆浴槽、洗濯機に落ちる(残し湯をしない) ☆引出しの中の薬、化粧品、コイン、豆など ☆座席から転落。(チャイルドシートで防止)
1～4歳	誤飲(中毒) 転落・転倒 やけど 溺水 交通事故	☆原因の範囲が広がる。あらゆるものが原因になる ☆階段、ベランダ(踏台になるものを置かない) ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故(手をつないで歩く)

※ 下記において、化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供・相談が実施されています(異物誤飲(小石、ビー玉など)や食中毒、慢性の中毒や常用量での医薬品の副作用は受け付けていません)。

(財)日本中毒情報センター

- ・大阪中毒110番 TEL0990-50-2499
(有料(ダイヤルQ2)24時間365日対応)
- ・つくば中毒110番 TEL0990-52-9899
(有料(ダイヤルQ2)9時～17時365日対応))
- ・たばこ専用回線 TEL06-6875-5199
(無料(テープによる情報提供)24時間365日対応)

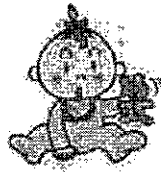
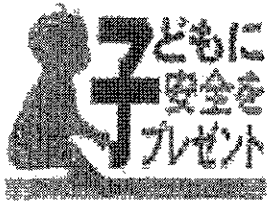
2. 「母子保健事業のための事故防止指導マニュアル」について

家庭内における子供の事故防止については、「健やか親子21」（平成12年）、少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）に取り上げられている。

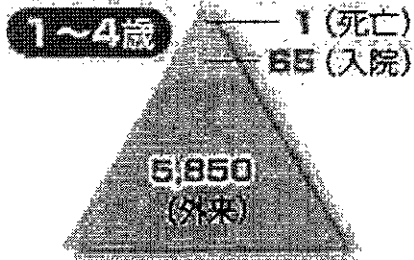
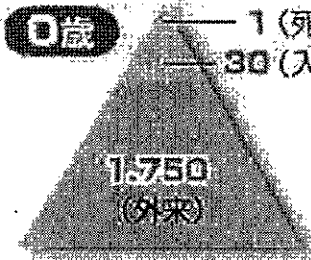
それらへの対応の一つとして、「母子保健事業のための事故防止指導マニュアル」（平成16年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業 子供の事故防止のための市町村活動マニュアルの開発に関する研究（主任研究者 田中哲朗国立保健医療科学院生涯保健部長））が作成され、保護者に対する事故防止の指導マニュアル、指導教材等として活用されている。

〔指導教材の内容〕

- ・ 事故防止の必要性
 - ・ 子どもの発達と事故例
 - ・ 安全チェックリスト
 - ・ 事故防止のポイント
 - ・ 応急手当
- 等

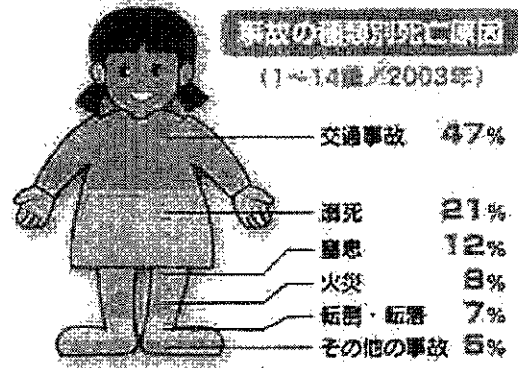
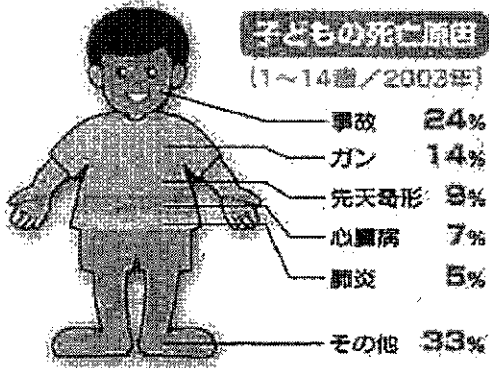


1年間に0歳では4人に1人、1~4歳では3人に1人がお医者さんを受診するような事故に会い、痛い思いをしています。

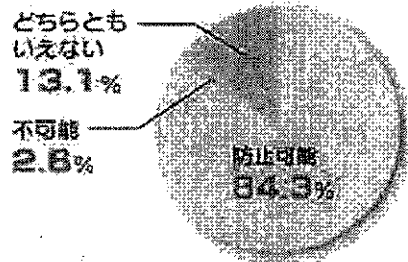


1人の死亡事故があるとその背景には65人の子どもの入院があり、5850人が病院を受診するような事故にあっていきます。

事故により命を失ってしまう子どもは、病気のガンよりも多いのです。

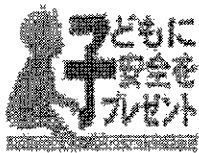


事故の経験をしてしまった保護者の80%以上が、「少しの気配りをすることで、事故を防ぐことができた」とアンケートで回答されています。

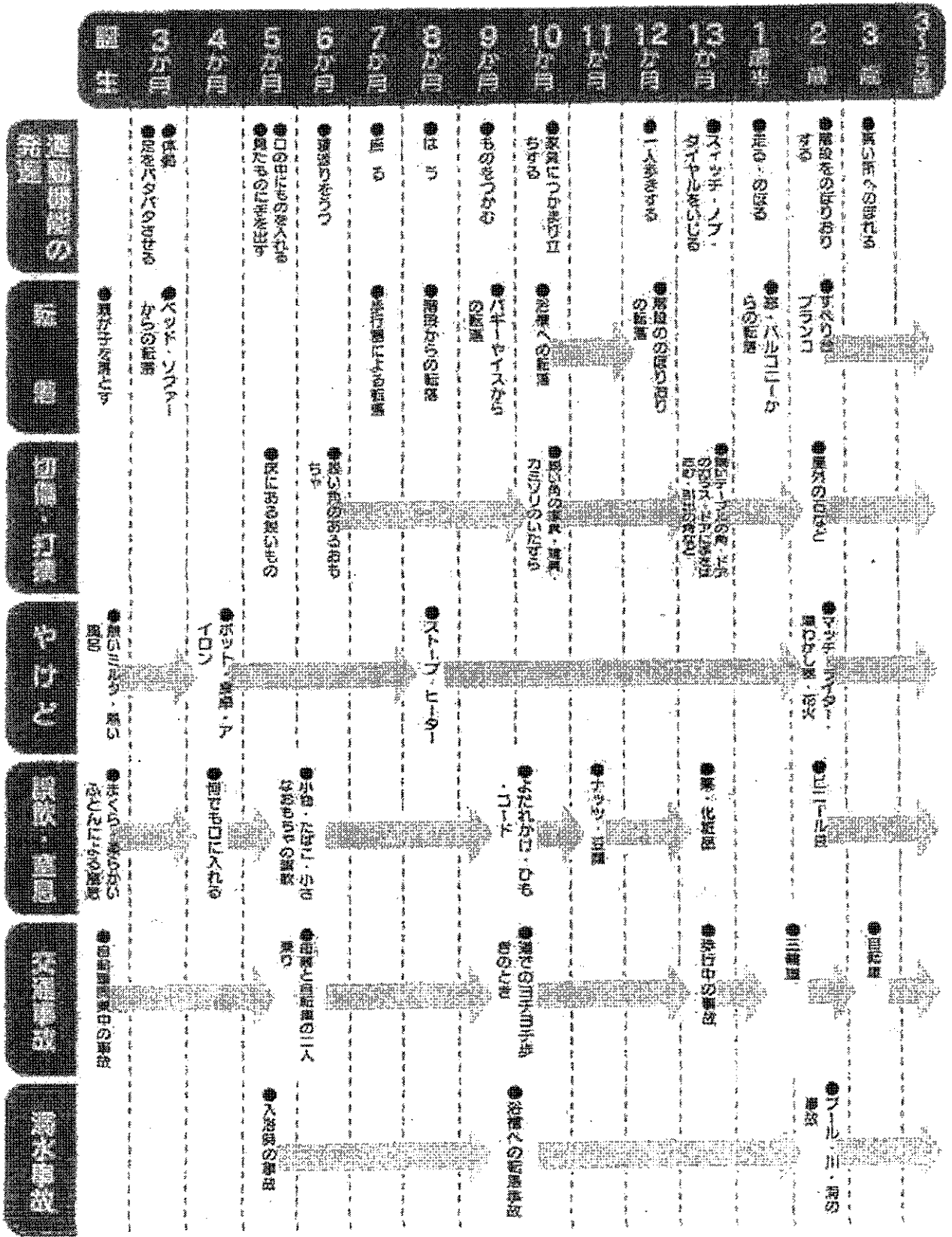


子どもの事故は、発達と事故の関係を知り、大人が少しの気配りをすることで、未然に防げます。

事故を防ぐための話を聞いたり、リーフレットやパンフレットを読んで、子ども達に安全をプレゼントしてあげましょう。



子どもの発達と事故例



- 遊園地・公園
- 遊具
- 切草・刈草
- やけど
- 開放・遊園
- 交通機関
- 溺水事故